

歯科医院のための THE 指導・監査

< 正誤表 >

この度は、本書をお買い上げいただきましてありがとうございます。以下の箇所ですりがありましたので、お詫びして訂正いたします。

ページ	箇所	誤	正
20	「31鳥取」の 「個別指導」「歯科」の件数	1	11

< 追加情報 >

2014年、日本歯科医師会と厚労省との間で合意した、指導時における持参物について。

【作成・保存義務がない持参物】

①歯科衛生士業務記録(簿)、②X線画像、口腔内写真等(電子保存している場合の扱い)、③患者ごとの一部負担金徴収に係る帳簿(現金出納帳)等、④審査支払機関からの返戻・増減点通知に関する書類、⑤領収証(控)、処方せん(控)、⑥歯科技工物単価表。

【持参を求めないと確認している項目】

①スタディモデル、②医療従事者免許証(歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等)ないしその写し。